別表十二（十五）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で採石法（昭和25年法律第291号）第32条の３第１項（登録及びその通知）に規定する採石業者登録簿に登録されている者若しくは鉱業法(昭和25年法律第289号)第21条（設定の出願）に規定する許可若しくは同法第77条（設定の申請）に規定する認可を受けた露天掘による石炭の採掘の事業を営む者（以下この記載要領において「採石業者等」という。)であるものが経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。)附則第65条第１項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６第３項から第７項まで（特定災害防止準備金）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下この記載要領において「平成21年改正法」という。)附則第41条第１項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正法第５条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６第３項から第７項まで（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採石業者等であるものが平成23年12月改正法附則第82条第１項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の45第３項から第５項まで（特定災害防止準備金）若しくは平成21年改正法附則第57条第１項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正法第５条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の45第３項から第５項まで（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(十六)を削り、別表十一(十七)を別表十一(十六)とし、別表十一(十八)を削り、別表十一(十九)を別表十一(十七)とし、別表十一(二十)を削り、別表十一(二十一)を別表十一(十八)とし、別表十一(二十二)を別表十一(十九)とする。

別表十一(五)の記載要領第１号中「「平成24年旧措置法」という。)」の次に「第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等)」を加える。

別表十一(六)の記載要領第１号中「租税特別措置法第65条の13」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「平成25年旧措置法」という。)第65条の13」に、「租税特別措置法第68条の84」を「平成25年旧措置法第68条の84」に改め、同第２号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成25年旧措置法」に改める。

別表十一(九)の記載要領中「第68条の85の２」を「第68条の84」に改める。

別表十一(十)の記載要領第１号中「第68条の85の３」を「第68条の85」に改め、同第２号中「租税特別措置法第66条の２又は第68条の85の３」を「同条又は同法第68条の85」に改める。

別表十一(十一)の記載要領中「第66条の10（技術研究組合の所得計算の特例)」を「第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例)」に、「第68条の94（技術研究組合の所得計算の特例)」を「第68条の94(技術研究組合の連結所得の計算の特例)」に改める。

別表十四(一)の記載要領を次のように改める。

別表十四（一）　記載要領

１　この表は、法人が法第25条第３項（資産の評価益の益金不算入等）若しくは第33条第４項（資産の評価損の損金不算入等)(これらの規定を震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合（租税特別措置法第67条の５の２第１項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。)又は連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第25条第３項又は第33条第４項（これらの規定を震災特例法第25条第１項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合（租税特別措置法第68条の102の３第１項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。)に限る。第３号において同じ。)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「評定額等」の各欄は、令第24条の２第５項各号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）若しくは第68条の２第４項各号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に掲げる事実の区分に応じこれらの規定に規定する価額又は震災特例法施行令第17条第２項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）若しくは第22条第２項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により令第24条の２第５項若しくは第68条の２第４項の規定を読み替えて適用する場合のこれらの規定に規定する価額を記載すること。この場合において、令第24条の２第５項第１号又は第68条の２第４項第１号に規定する価額を記載するときは、資産の評価基準、評価方法その他当該価額の算定の根拠を明らかにする事項を別紙に記載して添付すること。

３　「債務免除等を受けた金額の明細」の各欄は、法人につき法第25条第３項若しくは第33条第４項に規定する政令で定める事実、租税特別措置法第67条の５の２第１項に規定する政令で定める事実若しくは震災特例法第17条第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合において当該法人が法第25条第３項若しくは第33条第４項（これらの規定を震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けるとき（租税特別措置法第67条の５の２第１項の規定の適用を受けるときを含む。)、又は連結法人につき法第25条第３項若しくは第33条第４項に規定する政令で定める事実、租税特別措置法第68条の102の３第１項に規定する政令で定める事実若しくは震災特例法第25条第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合において当該連結法人が法第81条の３第１項の規定の適用を受けるときに記載すること。